

# 公の施設の指定管理者制度について 外部評価資料

## (3) 直営施設全般に対する評価

### 目次

▶ 1 直営施設の運営状況について .....	P1
-------------------------	----

# 1 直営施設の運営状況について

## (1) 直営施設の方向性

直営施設についても、主要業務を外部に委託する等、民間のノウハウを活用し、効率的な施設運営を目指すものとしている。また、下記「直営で管理すべき判断基準」も踏まえて指定管理者制度の導入の是非も検討していく。

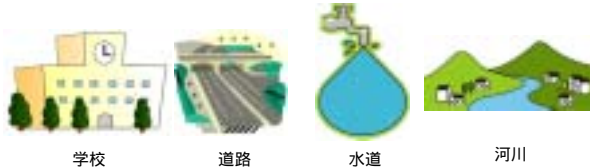
- ・和泉診療所 平成 25 年度から指定管理者制度導入
- ・休日急病診療所 代替医療機関が確保されたことから平成 24 年 9 月末をもって廃止

【直営で管理すべき判断基準（「和泉市公の施設の指定管理者制度ガイドライン」）】

### 法律上の制限

個別の法律において管理主体が限定されているもの。

例えば



### プライバシー保護

相当高度なプライバシー情報を取り扱うなど、通常民間で取り扱うことが想定されておらず、かつ、万一当該情報が漏洩した場合、社会に重大な影響を与えることが明白であるもの。



### 平等性・公平性

利用者に対し、平等な施設サービスを公平に提供することが困難である等、行政でなければ平等性、公平性を確保できないことが客観的・合理的に説明できるもの。



歴史資料館



公民館

### 行政責任の確保

対象者の指導業務など、行政責任の確保のために市が関与すべきもの。



### その他

その他、指定管理者制度の主な利点である下記3要件に該当しないもの



## (2) 直営施設における取り組み

### ア 業務の委託

市の公の施設に関する4つの基本方針のうち、「市場原理の活用」に基づき、直営施設であっても一部業務を委託するなど、民間活力の導入を推進している。

【業務委託内容】 資料4・P4~5の「主な委託項目」欄のとおり

### イ 利用者ニーズの把握

利用者アンケートの実施

男女共同参画センター・和泉診療所・いずみの国歴史館・青少年センター・美術館

利用団体との会議開催

男女共同参画センター・和泉診療所

### ウ 利用促進

広報・周知

各施設共通：広報いずみ・ホームページ・チラシ・ポスター・関係団体への周知依頼 等

青少年センター：青少年センターだよりの小学生への個別配付 等

保健センター・保健福祉センター：事業実施ポスターの市内スーパーや地域会館などへ掲示

その他の利用促進の取り組み

男女共同参画センター

講座受講カードを参加者に配付し、1回受講で1ポイント、10ポイントで記念品を贈呈

美術館

団体割引・65歳以上割引・提携団体会員割引（JAF等）

キャンペーン（庭園無料開放・ミュージアムキャンペーン等）